

令和 8 年度

佐賀市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、佐賀市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図り、障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3 適用の範囲

この方針は、佐賀市に属する全ての組織に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針における調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく施設

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 「障害者基本法」に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令」に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）に定める子会社の事業所

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）① 障がい者の雇用者数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員数の 20% 以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

(4) 「障害者雇用促進法」に規定する在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

- (1) 物品 食品類（パン、菓子、弁当など）、農産品（野菜類）、小物雑貨（石鹸、エコバックなど）
- (2) 役務 清掃作業、除草作業、クリーニング、報告書・冊子、議事録作成（テープ起こし等）、名刺、点字版・音声版資料の作成、信書便等の送達など

6 調達目標

令和8年度の調達の目標額は、次のとおりとする。

目標額 27,000,000円

7 調達推進のための具体的な方法

- (1) 物品等の調達にあたっては、障害者就労施設等からの調達の可能性を検討し、可能な限りこれらの施設からの調達を行うものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。
- (3) 障害者就労施設等が供給できる物品等に関する情報の収集及び市が希望する物品等の調達の障害者就労施設等との調整については、特定非営利活動法人 佐賀中部障がい者ふくしネットが実施している「障がい者就労支援施設等異業種連携推進事業」を活用するものとする。
- (4) 保健福祉部障がい福祉課は市の各部署に対して、障害者優先調達推進法の趣旨や本方針の内容の啓発に努める。

8 調達実績の公表

調達の実績について、年度終了後にその概要を公表するものとする。

9 障がい者の就労に関する支援等

- (1) 障害者就労施設が製作する物品が、魅力的な商品として購買者から継続的に購入してもらうことが、受注の継続的な確保につながることから、障害者就労施設の商品開発や販路開拓等においても市が積極的に関与していく。
- (2) 佐賀市の各部署及び市民に対して、障害者就労施設の活動の紹介や、障害者就労施設の物品等を紹介するための場所の提供を行う。
- (3) 障害者就労施設が製作する物品の販売機会の増加を図るため、市が主催するイベント等を販売機会として提供する。